

男女共同参画会議の進め方

男女共同参画会議においては、昨年12月に閣議決定した**男女共同参画基本計画（第2次）**（平成17年12月閣議決定）に基づき、**男女共同参画社会の実現に向けた改革を加速**していくため、専門調査会の機能を活用しつつ、機動的に調査審議を進める。

（参考）各専門調査会における当面の調査予定

専門調査会	役割	調査予定
基本問題専門調査会	男女共同参画の基本的な考え方にかかわるもの、及び、基本的な考え方にかかわりが深く国民の関心も高い個別の重要課題について調査検討。	男女共同参画基本計画（第2次）に盛り込まれた「 2020年までに指導的地位に女性が占める割合を30% 」という目標に向けた取組を定期的にフォローアップするため、 指導的地位に占める者の範囲の確定と指標の策定 を今年度中に行う予定。
監視・影響調査に関する専門調査会	各府省において男女共同参画基本計画が確実に実施されているかについて調査検討を行うとともに、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼす政府の施策などについて調査検討。	「 多様な選択を可能にする能力開発・生涯学習に係る施策 」について、監視及び影響調査を進めているところであり、今年度中に 監視・影響調査の結果を取りまとめる 予定。
少子化と男女共同参画に関する専門調査会	少子化と男女共同参画の関係を見るため、統計データ等の分析を通じて、調査検討。	本年9月、「少子化と男女共同参画に関する社会環境の国内分析報告書」を公表したところ。今後、 男女共同参画が経済・企業に与える影響に焦点をあて調査検討 を行う予定。
女性に対する暴力に関する専門調査会	配偶者からの暴力、性犯罪、売買春・人身取引、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等の各分野を念頭におきつつ、今後の施策の在り方などについて調査検討。	配偶者暴力防止法 に、施行後3年を目途に法律の施行状況等を勘案して検討する旨規定されている。施行（平成16年12月）後1年余を経過したこと等を踏まえ、 同法の施行状況について本年6月より調査検討中 。

これまでの男女共同参画社会の実現に向けた取組

国際社会の動き

- 1975年 国際婦人年(目標:平等、発展、平和)
- 1979年 「女子差別撤廃条約」採択
- 1985年 「国連婦人の十年」ナイロビ世界会議
- 1990年 「国連ナイロビ将来戦略勧告」
(1995年までに30%の目標を含む)
- 1993年 「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択
- 1995年 第4回世界女性会議(北京)
「北京宣言及び行動綱領」採択
- 2000年 国連特別総会「女性2000年会議」
- 2005年 国連「北京+10」世界閣僚級会合
- 2006年 東アジア男女共同参画担当大臣
会合(東京)

我が国の動き

- 1975年 婦人問題企画推進本部設置
- 1985年 「男女雇用機会均等法」公布
「女子差別撤廃条約」批准

1996年 「男女共同参画2000年プラン」策定

1999年 「男女共同参画社会基本法」公布、施行

2000年 「男女共同参画基本計画」策定

2001年 「配偶者暴力防止法」施行

2004年 「配偶者暴力防止法」改正法施行

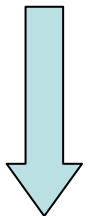
2005年12月 「女性の再チャレンジ支援プラン」策定

2005年12月 「男女共同参画基本計画(第2次)」策定

「2020年、指導的地位の女性割合30%」
の目標を明記

(ポイントは別紙2参照)

2006年6月 「男女雇用機会均等法」改正



男女共同参画基本計画（第2次）のポイント

(別紙2)

①政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

- ・2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が少なくとも30%になるよう期待し、各分野の取組を推進。
- ・各分野で積極的改善措置に自主的に取り組むことを奨励。

②女性のチャレンジ支援

- ・チャレンジ支援策を推進し、情報の一元化や関係機関のネットワーク化によるワンストップ・サービス等を提供する環境を構築。
- ・一旦家庭に入った女性の再チャレンジ（再就職、起業等）支援策を充実。
- ・育児等を理由に退職した者の再就職先として正社員も含めて門戸が広がるよう企業の取組を促す。

③男女雇用機会均等の推進

- ・男女雇用機会均等法を改正。
(男女双方に対する差別の禁止、間接差別の禁止、妊娠等を理由とする不利益取扱いの禁止、男性に対するセクシュアルハラスメントも対象とする等)

④仕事と家庭・地域生活の両立支援と働き方の見直し

- ・男性も含めた働き方の見直しを大幅かつ具体的に推進。
- ・短時間正社員など質の高い多様な働き方を普及。公務員については、常勤の国家公務員に育児・介護のための短時間勤務制度を導入。
- ・短時間労働者への厚生年金の適用の在り方について検討。
- ・保育サービスの充実など、多様なライフスタイルに対応した子育て支援策の充実。

⑤新たな分野への取組

- ・新たな取組を必要とする分野（科学技術、防災（災害復興を含む）、地域おこし・まちづくり・観光、環境）における男女共同参画を推進。
- ・女性研究者の採用等拡大、育児等との両立支援。
- ・男女のニーズの違いを考慮した防災対策。
- ・女性が参画した地域づくりの優良事例の普及。
- ・環境保全分野での女性の参画を拡大。

⑥男女の性差に応じた的確な医療の推進

- ・医療関係者及び国民に男女の性差医療についての知識の普及を図る。

⑦男性にとっての男女共同参画社会

- ・男女共同参画社会の形成の男性にとっての意義と責任や、地域・家庭等への男性の参画を重視した広報活動を推進。

⑧男女平等を推進する教育・学習の充実

- ・2015年までにすべての教育レベルにおける男女格差を解消。

⑨女性に対するあらゆる暴力の根絶

- ・被害者の保護や自立支援等の施策の推進。
- ・女性に対する暴力の予防のための対策の推進。

⑩あらゆる分野において男女共同参画の視点に立って関連施策を立案・実施し、男女共同参画社会の実現を目指す。